

独占禁止法等講習会

独占禁止法や下請法、景品表示法は、日々の事業活動に直結する身近で重要な法律です。法律違反を犯さないため、また取引先の違反行為で自社が被害を受けないためにも、これら法律について理解を深めていく必要があります。こうしたことから、広島商工会議所では、各種法律について理解を深めることで、コンプライアンスへの意識を高めていただくため、講習会を開催することといたしました。多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

プログラム

1. 独占禁止法について

- 独占禁止法の概要
- 公正取引委員会の取組
 - 令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン
 - パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

- 違反事例の紹介
令和3年度違反事例・業種別状況
- 下請法運用基準（R4.1.26改正）について
買いたたき行為の明確化

3. 独占禁止法について（不公正な取引方法）

- 独占禁止法の違反行為類型
- 不公正な取引方法
- 優越的地位の濫用
- 優越的地位の濫用行為に係る違反事例

2. 下請法について

- 下請法の概要
- 相談事例の紹介
 - よくある相談事例
 - 間違いやすい下請法の解釈

4. 景品表示法について

- 景品表示法の概要
- 最近の不当表示に係る違反事例

【会場】 広島商工会議所 2階 202号室 [広島市中区基町5-44] ※駐車場はございません。

【日時】 令和5年1月18日(水) 13:30~15:30 (開場 13:00)

【講師】 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所 担当課長

【定員】 50人 (定員になり次第締め切ります)

【受講料】 1,000円/人 ※当日ご持参ください。

【申込方法】 (A) 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
(B) 横のQRコードからもお申込みいただけます。
後日、受講券をFAXにてお送りします。

【申込用QR】

(B) コチラからも
お申込みできます。



【備考】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当日は必ずマスク着用の上、ご出席ください。風邪症状のある方や、味覚・嗅覚に異常を感じている方などは参加をご遠慮ください。また、今後の状況によっては開催を延期・中止する場合がございます。

お申込み・問い合わせ先

広島商工会議所 産業・地域振興部 産業振興課（長島、田中） TEL:082-222-6651 / FAX:082-222-6411

..... < 切り取らずにそのまま送信して下さい >

FAX: 082-222-6411

「独占禁止法等講習会」 受講申込書 (A)

事業所名		役職名	氏名
所在地	〒		
	TEL () -		
受講券送信先	FAX () -		

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。